

渡部会計事務所ニュース

編集発行人 税理士 渡部 仁子

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-22-12-402

TEL : 03-5953-6072 FAX : 03-5953-6074



クレマチス

掲載 注意したい グループ会社間の取引

◆ 5月の税務と労務

国 税	4月分源泉所得税の納付	5月10日
国 税	3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	5月31日
国 税	9月決算法人の中間申告	5月31日
国 税	6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	5月31日
国 税	個人事業者の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	5月31日
国 税	確定申告税額の延納届出による延納税額の納付	5月31日
国 税	特別農業所得者の承認申請	5月15日

5月

(皐月) MAY

2024 (令和6年)

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日
6日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

地方税 自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワン
ポイント

力士の収入 5月は年間6場所行われる大相撲の夏場所が東京・両国国技館で開催されます。昔から「土俵には金が埋まっている」と言われる世界ですが、力士の収入に係る所得区分は、給料は「給与所得」、優勝賞金及び殊勲賞・敢闘賞・技能賞の三賞は「一時所得」、懸賞金は「事業所得」とされています。

注意したい グループ会社間 の取引

企業グループにより一体的に経営が行われていることに対して、課税関係についてもグループ全体を一体として捉える「グループ法人税制」があります。グループ法人税制は平成22年度の税制改正で創設された制度ですが、意外と多くの法人が対象になりますので、思わぬ課税がされないように制度の内容を紹介します。

完全支配関係とは

グループ法人税制は、完全支配関係（100%グループ内の関係）のある法人が対象になります。完全支配関係とは、①一の者が発行済株式もしくは出資の全部を直接もしくは間接に保有する関係（以下、「当事者間の完全支配の関係」といいます）、又は、②一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係、をいいます。

図1の例1では、一の者（A社）がB社の株式を100%保有しているため、完全支配関係があります。例2は、一の者（C社）と直接完全支配関係がある法人（D社）

がE社の株式を100%保有しているため、C社とE社との間に完全支配関係があります。相互に株式の一部を持ち合っている場合も同様です。例3の場合、F社とG社、F社とH社だけではなく、G社とH社との間にも完全支配関係があります。

一の者が個人の場合

一の者が個人の場合は、その者（株主等）の親族や使用人など、その者と特殊の関係にある個人を含みます（表1参照）。

図2の例4のように、一の者（父）がI社とJ社の株式を100%保有している場合、I社とJ社の間に完全支配関係があります。例5のようにK社の株主とL社の株主が親族の場合も、一の者がそれぞれの会社の株式を100%保有していることとなりますので、K社とL社との間に完全支配関係があります。

1人が1社の株式を100%保有していなくても、例6のように親子でM社とN社の株式を100%保有している場合も、M社とN社との間に完全支配関係があります。さらに例7のように、O社の株主（甲）とP社の株主（丁）とは親族関係がありませんが、O社については甲・乙・丙が一の者になり、P社については乙・丙・丁が一の者になるため、O社とP社との間には、同一の者（乙又は丙）による完全支配関係があることとなります。

グループ法人税制

完全支配関係がある会社間の取引については、様々な制度が適用されます。これをグループ法人税制といいます。

完全支配関係がある2社間で一定の資産を売買した場合には、譲渡損益は繰り延べることとされています。対象となる資産は、固定資産や棚卸資産たる土地、有

表1 特殊の関係

①	株主等の親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）
②	株主等と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
③	株主等（個人である株主等に限る。④において同じ）の使用人
④	①から③に掲げる者以外の者で、株主等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
⑤	②から④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族



価証券、金銭債権、繰延資産ですが、売買目的有価証券や譲渡直前の帳簿価額が1,000万円未満のものなどは除かれます。

通常、法人間で寄附金に該当する取引があった場合、寄附をした法人については損金算入限度額を超える寄附金の額は損金の額に算入されません。一方で寄附を受けた法人については、寄附金の額が益金の額に算入されます。しかし、グループ法人税制では、法人による完全支配関係がある法人間（例の1～3）で寄附金に

該当する取引があった場合、寄附をした法人については、寄附金の全額が損金の額に算入されません。一方、寄附を受けた法人については、その全額が益金の額に算入されないことになっています。

また、令和4年4月1日以後開始事業年度から、完全支配関係がある内国法人に対して有する金銭債権は、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には含まれないことになり、貸倒引当金の対象外となりましたので、注意が必要です。

図1 完全支配関係の例（株主が法人の場合）

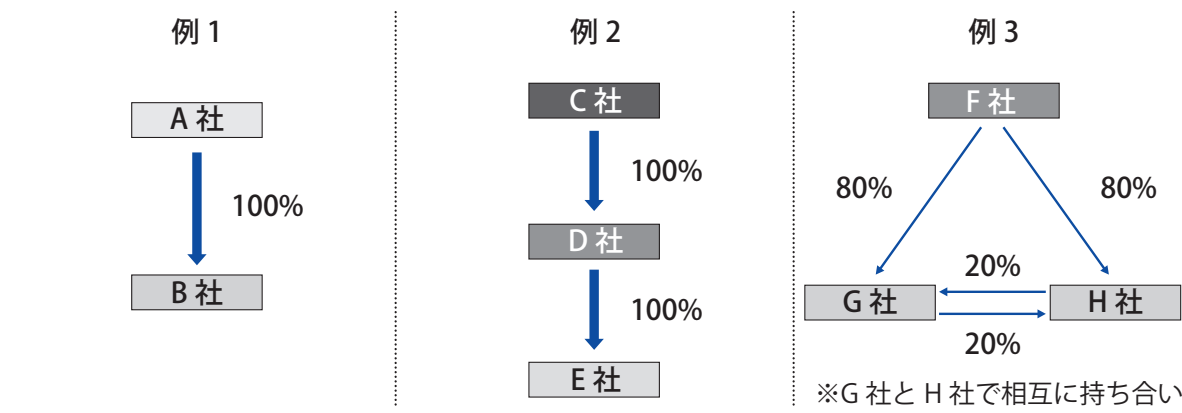
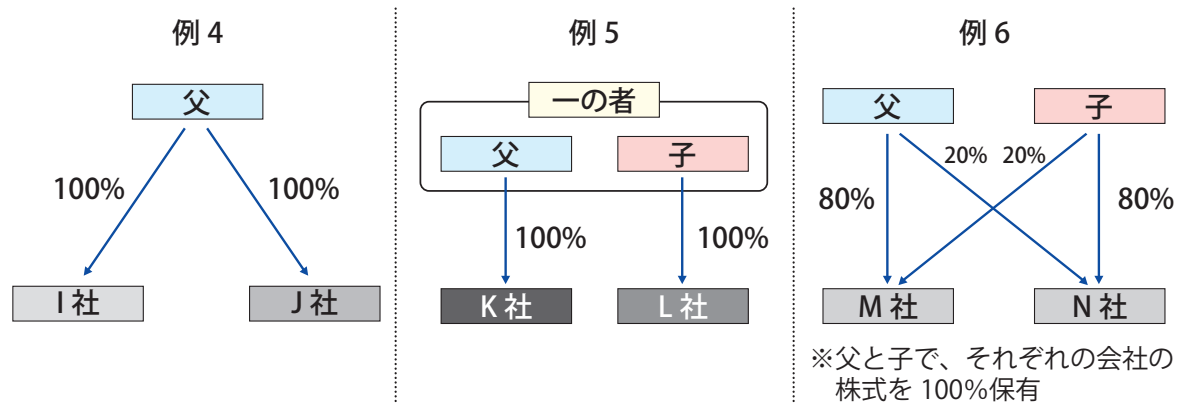
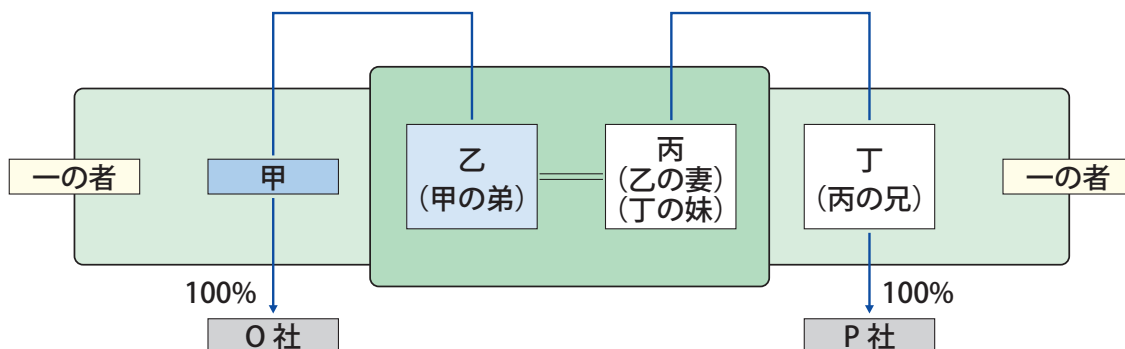


図2 完全支配関係の例（株主が個人の場合）



例7



借地権

法人税法における借地権は、地上権又は土地の賃借権をいいます。

法人税法上、借地権の取得価額には、次のものが含まれます。

- ① 借地権付きの建物を取得した場合に、当初から建物を取り壊して借地権を利用することが目的であることが明らかなきの建物の帳簿価額や取壊費用の額
- ② 借地契約に当たって、土地所有者に支払った借地権の対価の額
- ③ 土地の上にある建物などを取得した場合に、その建物の買入価額のうちに借地権の対価が含まれているときのその金額
ただし、その金額が建物の買入価額の概ね10%以下であれば、その金額を建物の取得価額に含めることができます。
- ④ 賃借した土地を改良するために行った地盛り、地ならし、埋立てなどの整地費用の額
- ⑤ 借地契約に当たって支払った手数料などの費用の額
- ⑥ 建物の増築や改築に当たって、その土地の所有者

に支払った費用の額

法人が所有する土地を他人に賃貸し、建物などを建てさせたときには、借地権が設定されたこととなります。このとき、通常、権利金を収受する慣行があるにもかかわらず権利金を収受しないときは、次のいずれかに該当する場合を除き、権利金の認定課税が行われます。

- ① その土地の価額からみて、相当の地代を収受している場合
- ② その借地権の設定などに関する契約書において、将来借地人がその土地を無償で返還することが定められており、かつ、「土地の無償返還に関する届出書」を借地人と連名で遅滞なくその法人の納税地を所轄する税務署長に提出している場合
なお①の相当の地代については、概ね3年以下の期間ごとに見直しが必要です。



一年以内返済長期借入金

借入金のうち、返済期限が次の決算日の翌日から起算して1年以内のものを「短期借入金」、1年を超えるものを「長期借入金」といいます。短期借入金は、流動負債、長期借入金は固定負債として決算書に表示されます。

長期借入金は通常、分割して返済することになります。長期借入金のうち決算日の翌日から起算して1年以内に返済される予定のものについては、「一年以内返済長期借入金」として、流動負債に表示されます。

これらを正しく表示することは、経営状況を把握する点で重要です。例えば、安全性の分析に用いる経営指標に流動比率があります。流動比率は、流動資産と流動負債のバランスを示しています。流動負債は短期間で返済するものなので、これが多いと資金繰りが窮屈になります。

販売員に対する慰留金

Q 通常月に固定給と販売高に応じた外交員報酬を支払っている販売員が、同業他社からの招へいにより退職したい旨の申し出があったので、引き続き自社で勤務することを条件に慰留金を支給します。この慰留金は契約金として源泉徴収の対象になりますか。

A 契約金は、一定の者のために役務の提供をすることや、それ以外の者に役務を提供しないことを約束することにより一時に支払われる全てのもが含まれ、支度金や移転料などの名目で支払われるものも含まれます。給与所得者の場合でも、雇用契約を結ぶときに契約金を支払う場合には、契約金として源泉徴収の対象になります。そのため、ご質問の慰留金は、源泉徴収の対象となります。

源泉徴収すべき所得税額は復興特別所得税を含めて、100万円以下の部分は支払金額の10.21%、100万円を超える部分については支払金額の20.42%です。